

(9) 工場等の建設事業

分類	主な配慮事項		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目			
(2) 生活環境	2 資材等の適正な管理	・ 供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する	◎	環境政策課	
	3 工事による騒音・振動対策	・ 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する	◎	環境政策課	
	4 工事現場の排水対策	・ 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するように努める	◎	開発調整課 環境政策課	
	5 工事中の粉じん対策	・ シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める	◎	環境政策課	
	6 工事車両による公害対策	・ 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する	◎	環境政策課	
	7 工事現場周辺の美化	・ 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課	
	8 供用後の騒音・振動対策	・ 計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する	◎	環境政策課	
		・ 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める	◎	環境政策課	
・ 騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める		◎	環境政策課		
・ 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める		◎	環境政策課		
・ 拡声器を設置、使用する場合には、その稼動時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する		◎	環境政策課		

(9) 工場等の建設事業

分類	主な配慮事項		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目			
(2) 生活環境	9 供用後の水質汚濁対策	・ 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める	◎	環境政策課	
		・ 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 営業開発課	
	10 洗車施設対策	・ 洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める	◎	環境政策課	
	11 地下水の保全	・ 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める	◎	環境政策課	
	12 油類等の流出防止	・ 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める	◎	消防局予防課 環境政策課	
	13 供用後の大気汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・ 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する 	◎	環境政策課	
	14 悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気が発生する工場等を有する場合は、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める ・ 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める 	◎	環境政策課	
15 生産工程、原材料等の見直し・改善	・ 生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質や水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める	◎	環境政策課		

(9) 工場等の建設事業

分類	主な配慮事項	配慮指針項目		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
(2) 生活環境	16 日影規制の遵守	・ 中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める	◎	建築指導課		
	17 電波障害の防止	・ 中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性のあるときは、必要な調査を行い改善に努める	◎	建築指導課		
	18 駐車場周辺への配慮	・ 駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する	◎	環境政策課		
	19 光害対策	・ 光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する	○	環境政策課		
	20 公害発生状況の把握	・ 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める	◎	環境政策課		
(3) 快適環境	2 敷地内の緑化等	・ 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める	◎	公園緑地課 環境政策課		
	3 緑化位置や樹種の選定	・ 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する	○	公園緑地課 環境政策課		
	4 緩衝緑地帯等の設置	・ 建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める	○	公園緑地課 環境政策課		
	6 歴史的資源の保全	・ 計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・ 工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める	◎	文化財保護課		
(4) 地球環境	1 工事における建設資材の再利用設資材の再利用等	・ 建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する	◎	環境政策課		

(9) 工場等の建設事業

分類	主な配慮事項 ----- 配慮指針項目		関係課	実施の有無	配慮計画の内容	
(4) 地球環境	2 廃棄物の減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う 	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		
	3 省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める 	◎	環境政策課 営業開発課 (コージェネレーションに係るもの)		
	4 雨水浸透への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する 	○	河川課 環境政策課		
	5 雨水等の貯留・活用	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する 	○	環境政策課		
	6 車両による負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める 	◎	環境政策課		
		<ul style="list-style-type: none"> 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する 	◎	環境政策課		
		<ul style="list-style-type: none"> 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する 	◎	環境政策課		